

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 8 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（完了検査申請書に添付する書類）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第 1 8 条第 1 6 項</u>の規定による通知について準用する。</p>	<p>（完了検査申請書に添付する書類）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第 1 8 条第 1 4 項</u>の規定による通知について準用する。</p>
<p>（中間検査申請書に添付する書類）</p> <p>第 2 条の 3 （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第 1 8 条第 1 9 項</u>の規定による通知について準用する。</p>	<p>（中間検査申請書に添付する書類）</p> <p>第 2 条の 3 （略）</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第 1 8 条第 1 7 項</u>の規定による通知について準用する。</p>
<p>（建築物の定期報告）</p> <p>第 3 条 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。<u>ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>	<p>（建築物の定期報告）</p> <p>第 3 条 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 及び (2) （略）</p> <p>2 から 4 まで （略）</p>
<p>（建築設備等の定期報告）</p> <p>第 4 条 （略）</p>	<p>（建築設備等の定期報告）</p> <p>第 4 条 （略）</p>

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年（省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目については、3年ごと）、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。ただし、災害、疫病その他やむを得ない理由により報告することが困難である場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで (略)

3 及び 4 (略)

(道路の位置の指定申請書)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の申請を指定したときは、その旨を公告し、かつ、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（第4号様式の2）に第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとする。

(道路の指定の変更又は廃止)

第9条の2 (略)

2 市長は、前項の申請を承認した場合にあっては、その旨を公告し、かつ、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（第4号様式の2）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に通知するものとし、法第42条第1項第4号、同条第2項若しくは同条第4項又は法第68条の7第1項の規

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1)から(3)まで (略)

3 及び 4 (略)

(道路の位置の指定申請書)

第9条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項の申請を指定したときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(道路の指定等の変更又は廃止)

第9条の2 (略)

2 市長は、前項の申請を承認した場合にあっては、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとし、法第42条第1項第4号、同条第2項若しくは同条第4項又は法第68条の7第1項の規定による道路の指定を変更又は廃止した場合にあっては、その旨を公告するものとする。

定による道路の指定を変更又は廃止した場合にあっては、その旨を公告するものとする。

(許可申請書に添付する図書)

第10条 省令第10条の4第1項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) (略)

(3) 法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第4項、法第59条の2第1項又は法第68条の3第4項の規定による申請にあっては、省令第1条の3第1項表2(29)項(ろ)欄に掲げる日影図

(4) (略)

2から4まで (略)

(認定申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4の2第1項の規定に基づく認定の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

(許可申請書に添付する図書)

第10条 省令第10条の4第1項の規定に基づく許可の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに同条第4項表1(4)項(ろ)欄に掲げる浄化槽の仕様書及び構造詳細図

(2) (略)

(3) 法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第4項、法第59条の2第1項又は法第68条の3第4項の規定による申請にあっては、省令第1条の3第1項表2(30)項(ろ)欄に掲げる日影図

(4) (略)

2から4まで (略)

(認定申請書に添付する図書)

第12条 省令第10条の4の2第1項の規定に基づく認定の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに

(2)から(4)まで (略)

(保存建築物の適用除外の指定申請書)

第12条の5 法第3条第1項第3号の

規定により指定を受けようとする者
は、指定申請書(第7号様式)の正本
及び副本に、次の各号に掲げる図書を
添えて市長に提出しなければならない
い。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)

項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 理由書

(3) その他市長が必要と認めて指示し

た図書

2 市長は、前項の申請を指定したとき

は、指定通知書(第7号様式の2)に、
前項の申請書の副本及びその添付図書
を添えて、申請者に通知するものとす
る。

(歴史的建築物の適用除外の認定申請
書)

第12条の6 法第3条第1項第4号の

規定により認定を受けようとする者
は、認定申請書(省令別記第48号様
式)の正本及び副本に、次の各号に掲
げる図書を添えて市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 省令第1条の3第1項表1(い)

同条第4項表1(4)項(ろ)欄に
掲げる浄化槽の仕様書及び構造詳細
図

(2)から(4)まで (略)

項及び(ろ)項に掲げる図書

(2) 理由書

(3) その他市長が必要と認めて指示した図書

2 市長は、前項の申請を認定したときは、省令別記第49号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(全体計画認定申請書に添付する図書)

第12条の7 省令第10条の23 (変更認定にあつては省令第10条の24)の規定に基づく認定の申請書の正本及び副本には、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 理由書

(2) 改修工事の工程計画がわかるもの

(3) 資金計画がわかるもの

(4) その他市長が必要と認めて指示した図書

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第4項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条の2及び第15条第4項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、昇降機又は

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第4項又は法第18条第3項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条の2及び第15条第4項において同じ。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物、昇降機又は

工作物（以下「建築物等」という。）の工事が完了する前に、建築主等又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名、事務所名若しくは営業所名その他の申請書に記載された事項を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届（第8号様式（その1））ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあつては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書（第8号様式（その2））により建築主事に届け出なければならない。

- 2 法の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）を受けた建築物の建築主又は工作物の築造主は、建築主若しくは築造主又は代理人の住所又は氏名若しくは事務所名その他の申請書に記載された事項を変更したときは、その旨を許可等申請書記載事項変更届（第8号様式（その3））により市長又は建築主事（法第7条第1項第2号による仮使用認定に限る。）に届け出なければならない。

（申請の取下げの届出）

第14条 確認又は許可等の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、申請先である建築主事又は市長に取下届（第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 （略）

工作物（以下「建築物等」という。）の工事が完了する前に、建築主等又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届（第7号様式（その1））ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあつては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書（第7号様式（その2））により建築主事に届け出なければならない。

- 2 法の規定による許可又は認定（以下「許可等」という。）を受けた建築物の建築主又は工作物の築造主は、建築主若しくは築造主又は代理人の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を許可等申請書記載事項変更届（第7号様式（その3））により市長又は建築主事（法第7条第1項第2号による仮使用認定に限る。）に届け出なければならない。

（申請の取下げの届出）

第14条 確認又は許可等の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、申請先である建築主事又は市長に取下届（第8号様式）を提出しなければならない。

- 2 （略）

(工事取りやめの届出)

第14条の2 建築主等は、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等並びに許可等を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめたときは、交付された確認済証又は許可等の通知書の写しを添え、交付者である建築主事又は市長に工事取りやめ届(第10号様式)を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第11号様式)に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

4 (略)

(書類の閲覧)

第18条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により省令第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書」という。)を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

4 前項第2号から第4号までに定める目的で概要書を閲覧しようとする者

(工事取りやめの届出)

第14条の2 建築主等は、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等並びに許可等を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめたときは、交付された確認済証又は許可等の通知書の写しを添え、交付者である建築主事又は市長に工事取りやめ届(様式第9号)を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第10号様式)に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

4 (略)

(書類の閲覧)

第18条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により省令第11条の4第1項に規定する書類(以下「概要書」という。)を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

4 前項第2号から第4号までに定める目的で概要書を閲覧しようとする者

は、細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

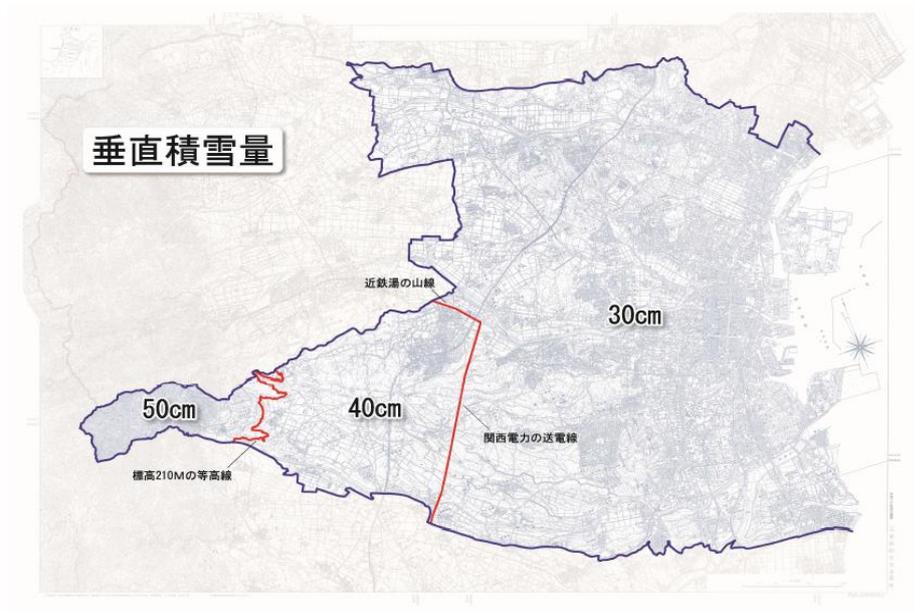
5 （略）

は、細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

5 （略）

別図を次のように改める。

別図（第6条関係）



第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条、第9条の2関係）

道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

正 副

（表面）

年 月 日								
四日市市長								
申請者 住所								
氏名 印								
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更・廃止）を受けたいので申請します。								
道路築造（変更・廃止）計画書								
1 道路にする土地の地名地番								
2 道路に接する敷地の地名地番								
3 既に指定を受けた道路の指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号		4 変更・廃止しようとする道路の指定年月日及び指定番号			年 月 日 第 号	
5 申請道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
6 指定を受けようとする道路の境界標示方法								
7 変更・廃止の理由								
※ 受付欄		備 考			※		指 定 公 告	
					指 番 号 定 欄		年 月 日 年 月 日	
							第 号 第 号	

（注意） 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 6欄は、U字側溝、L型側溝等と具体的に記入してください。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第9条、第9条の2関係）

道路の位置の指定（変更・廃止）通知書

年 月 日								
住所 氏名 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 四日市市長 印 </div>								
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置を（下記条件付きで）指定（変更・廃止）したので通知します。								
指定（変更・廃止）番号 第 号 指定（変更・廃止）年月日 年 月 日								
道路の 1 位置の 地名地番								
2 指定道路	図面上 の符号	幅員	延長	関係地番	図面上 の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
3 条 件								

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条の5関係）

指定申請書
（第一面）

建築基準法第3条 第1項 第3号の規定による指定を受けたいので申請します。
この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

四日市市長

年 月 日

申請者 氏名

印

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 文化財指定等に係る事項】

【イ. 指定根拠】

【ロ. 指定番号・指定年月日】

【ハ. 指定名称】

※受付欄	※指定番号欄	※備考
	年 月 日	
	第 号	

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】					
【2. 住居表示】					
【3. 防火地域】 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし					
【4. その他の区域、地域、地区又は街区】					
【5. 道路】					
【イ. 幅員】					
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】					
【6. 敷地面積】					
【イ. 敷地面積】	(1)	()	()	()	()
	(2)	()	()	()	()
【ロ. 用途地域等】	()	()	()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	()	()	()	()	()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	()	()	()	()	()
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)				
	(2)				
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】					
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】					
【チ. 備考】					
【7. 主要用途】(区分)					
【8. 工事種別】					
<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替					
【9. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合 計)		
【イ. 建築面積】	()	()	()		
【ロ. 建蔽率】					
【10. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合 計)		
【イ. 建築物全体】	()	()	()		
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	()		
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()		
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	()		
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	()		
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	()		
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	()		
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()		
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	()		
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()		
【ル. 住宅の部分】	()	()	()		
【ヲ. 老人ホーム等の部分】	()	()	()		
【ワ. 延べ面積】				m ²	
【カ. 容積率】				%	

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

第7号様式の次に次の1様式を加える。

指定通知書

第 年 月 号
日

申請者 様

四日市市長 印

下記による指定申請書及び添付図書に記載の計画について、
建築基準法第3条 第1項 第3号の規定に基づき、指定しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意)この通知書は、大切に保存しておいてください

第8号様式から第13号様式までを次のように改める。

第8号様式（その1）（第13条関係）

申請書記載事項変更届

建築主事	年 月 日
申請者	住 所 氏 名
印	
下記に係る工事は、別記理由により申請書記載事項を変更したので届け出ます。	
確認済証交付 年月日、番号	年 月 日 第 号
敷地の地名地番	
主 要 用 途	工 事 種 別
1 建築主等 の住所氏名	新
	旧
2 代理者の 住所氏名 事務所名	新
	旧
3 工事監理者の 住所氏名 事務所名	新
	旧
4 工事施工者 の住所氏名 営業所名	新
	旧
5 そ の 他	新
	旧
変更理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第8号様式（その2）（第13条関係）

年 月 日

建築主事

設置者 住所
氏名（法人にあつては、名
称及び代表者の氏名）

浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書

年 月 日に申請した事項のうち、浄化槽に関して、下記のとおり計画
を変更したいので届け出ます。

建築物の所在地		
建築物の名称		
確認済証交付 年月日・番号		
変更の内容	1 機種・メーカーの変更 2 処理方法の変更 3 くみ取り便所から浄化槽への変更 4 浄化槽工事業者の変更	
変更事項	変更前	
	変更後	

（注意）変更の内容は、該当する番号に○印をつけること。

第8号様式（その3）（第13条関係）

許可等申請書記載事項変更届

四日市市長	年 月 日
申請者	住 所 氏 名 印
下記に係る工事は、別記理由により許可等の申請書の記載事項を変更したので届け出ます。	
許可等年月日、番号	年 月 日 第 号 (根拠条文：)
敷地の地名地番	_____
主 要 用 途	_____ 工 事 種 別 _____
1 建築主又は 建造主の 住所氏名	新 _____
	旧 _____
2 代理者の 住所氏名 事務所名	新 _____
	旧 _____
3 そ の 他	新 _____
	旧 _____
変更理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第9号様式（第14条関係）

取 下 届

四日市市長 建築主事	年 月 日 申請者 住 所 氏 名 印 年 月 日提出した 申請書を取り下げたいので届け出ます。
1 建築主等の住所氏名	
2 代理者の住所氏名 事務所名	
3 敷地の地名地番	
4 主要用途	
5 取り下げの理由	
※ 受 付 欄	※ 備 考

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第10号様式（第14条の2関係）

工事取りやめ届

四日市市長 建築主事		年 月 日				
		申請者			住 所 氏 名	印
次に係る工事は取りやめたので届け出ます。						
1	確認済証交付	年 月 日	号			
	年月日、許可	年 月 日	号			
	等年月日、番号	年 月 日	号			
2	工事取りやめ 年月日	年 月 日				
3	敷地の 地名地番					
4	主要用途					
5 届 出 内 容	イ 用 途	ロ 工事種別	ハ 建 築 面 積		ニ 延 べ 面 積	
			m ²	m ²		
6	工事取りやめ の理由					
※ 受 付 欄		※ 備 考				

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第11号様式（第15条関係）

手数料減免申請書

年 月 日

四日市市長

住所

申請者 氏名 印

電話（ ） —

次のとおり手数料の減額（免除）を受けたいので申請します。

建築主住所 氏名		
手数料の名称		
手数料の額		円
減免申請の額		円
減免申請の理由		
敷地の地名地番		
建築物の主要用途		
工事種別		
申請建築物の延べ面積		m ²
従前建築物の延べ面積		m ²
その他参考事項		
備考		受付欄

（注）備考、受付欄は記入しないでください。

第13号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書

概要書の種類	
閲覧申請者	住所
	氏名 印
閲覧する者	住所
	氏名
概要書の範囲	
閲覧目的	
調査結果	公表の方法
	公表の時期
閲覧により取得した情報	管理の方法
	廃棄の方法
	廃棄の時期
誓約事項	建築基準法の目的を踏まえ、閲覧目的外に利用しないこと及び四日市市個人情報保護条例を遵守することを誓約します。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)